六	セメントクリンカーの製造（別表第一に掲げるものを除く。）	セメントクリンカーの製造	トン	セメントクリンカーの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・五一五
七	炭化カルシウムの製造（別表第一に掲げるものを除く。）	イ　炭化カルシウムの製造	トン	炭化カルシウムの一トン当たりの製造（生石灰の製造を行い、当該生石灰を原料とする炭化カルシウムの製造を除く。）に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量一・〇九
		ロ　生石灰の製造を行い、当該生石灰を原料とする炭化カルシウムの製造	トン	生石灰の製造を行い、当該生石灰を原料とする炭化カルシウムの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量一・八五
八	二酸化チタンの製造（別表第一に掲げるものを除く。）	イ　二酸化チタンをルチルから分離する方法による二酸化チタンの製造	トン	二酸化チタンをルチルから分離する方法による二酸化チタンの製造において当該二酸化チタンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量一・四三
		ロ　塩化チタンと酸素を化学反応させる方法による二酸化チタンの製造	トン	塩化チタンと酸素を化学反応させる方法による二酸化チタンの製造において当該二酸化チタンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量一・三四
九	エチレン等の製造（別表第一に掲げるものを除く。）	イ　エチレン（ナフサから製造されたものに限る。このイの第四欄において同じ。）の製造	トン	エチレンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量一・五六